

資料 2

**手話施策事業実施報告書
(平成30年度～令和4年度)**

令和5年7月20日(木)
三木市中央公民館
14:00～

三木市共に生きる手話言語条例

条例のねらい

●基本理念●

ろう者が自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指し、手話を使用しやすい環境を構築するものとします。

●市の責務●

市は、基本理念に基づき、施策を実施します。

●市民の責務●

手話及び聴覚障害に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

●事業者の責務●

手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めます。

三木市手話施策推進方針

手話に対する認識と普及に努めるとともに、ろう者が自立した日常生活を営み、共生することができる地域社会の実現を目指します。

- ①手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策
- ②市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策
- ③手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策

施策の実施状況を確認するため三木市手話施策推進会議を設置し、施策やその進捗状況について意見を聞きます。

	実施施策	推進方針	計画
1	手話及び聴覚障害に対する 理解の促進 を図るための施策 (手話条例第3条第1項第1号)	ア 手話が言語として認知され、聴覚障害についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やパンフレット等により啓発を行う	①②③ ④ P8～ P14
		イ 市民が手話に親しむことができるよう、手話に関する講座や講習会等を開催し、手話に対する認知度を高める。	⑤⑥ P16～ P17
2	市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策 (手話条例第3条第1項第2号)	ア 市の行事等に積極的に手話通訳者等を派遣する。	⑦ P18
		イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する。	⑧⑨⑩ ⑪ P19～ P21
		ウ 小学校、中学校、特別支援学校において、子どもたちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する。	⑫⑬⑭ P22～ P23
		エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所等が行う手話講習会等の開催を推進し、支援する。	⑮⑯⑰ P24～ P25

	実施施策	推進方針	計画
3	手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策 (手話条例第3条第1項第3号)	ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成す	⑱⑲⑳ ㉑㉒㉓ P26～ P30
		イ 手話の技術並びに聴覚障害に対する理解を広げるための指導者を育成する。	㉔㉕ P31～ P32
4	市長が必要と認める施策		

三木市手話施策推進会議において、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。

○計画表の見方(例)

平成30年度～令和4年度 計画	平成 30	令和1	令和2	令和3	令和4
手話言語条例について の特集記事の掲載提案 をする	—	—	—	○	○
イベントや各講座情報 などを広報に掲載	○	○	○	○	○
デジタルサイネージへ の掲載	—	—	—	—	○

・各年度の目標の評価を次の評価記号を用いて示しています。

◎・・・目標を上回った

○・・・目標を達成した

△・・・目標達成には至っていないが一定の成果があった

×・・・目標を達成出来ず

—・・・目標設定なし

目次

手話言語条例・手話施策方針に基づく施策

(1) 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策

ア 手話が言語として認知され、聴覚障害についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やパンフレット等により啓発を行う。

- ①広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
- ②動画の配信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11
- ③手話啓発に関するポスターを募集・・・・・・・・・・P14
- ④手話まつりを開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14
- イ 市民が手話に親しむことができるよう、手話に関する講座や講習会等を開催し、手話に対する認知度を高める。
- ⑤絵本の読みかたり『手話でみんなのおはなし会』開催・・・・P16
- ⑥市民向け手話啓発講座の実施・・・・・・・・・・P17

(2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

ア 市の行事等に手話通訳者を派遣

- ⑦市が主催する行事等に手話通訳者を派遣・・・・・・・・P18
- イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する
- ⑧消防署員向け手話研修会を実施・・・・・・・・・・P19
- ⑨消防署員向け手話動画を作成・・・・・・・・・・P20
- ⑩市職員向けに啓発講座等を実施する・・・・・・・・P20
- ⑪市職員が手話検定取得を目指す・・・・・・・・・・P21

ウ 小学校・中学校・特別支援学校において、子供たちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する

- ⑫小学校・中学校・特別支援学校の児童及び生徒に対し手話学習を実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22
- ⑬小学校・中学校・特別支援学校の教職員に対し研修会を実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・P23
- ⑭市内の高等学校の生徒に対し手話学習を実施・・・・・・・・P23

エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所などが行う手話講習会の開催を推進し、支援する

- ⑮事業所に対し手話講習会実施の支援・・・・・・・・・・P24
- ⑯事業所に対し手話の理解が深まるようなリーフレットを作成・P25
- ⑰コミュニケーションボード作成・・・・・・・・・・P25

目次

(3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策

ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する

- ⑱設置手話通訳者の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・P26
- ⑲手話奉仕員養成講座の講師養成・・・・・・・・・・P26
- ⑳手話通訳者養成講座の開催・・・・・・・・・・P27
- ㉑要約筆記者養成講座の開催・・・・・・・・・・P28
- ㉒絵本の読みかたり実施者を支援・育成・・・・・・・・P29
- ㉓登録手話通訳者の知識・技術の向上・・・・・・・・P30

イ 手話の技術並びに聴覚障害に対する理解を広げるための指導者を育成

- ㉔啓発講座等の指導者を育成・・・・・・・・・・P31
- ㉕啓発講座等の指導者研修・・・・・・・・・・P32

その他 聞こえない方のための研修・講座開催・・・・・・・・P33

- (参考) 三木市共に生きる手話言語条例・・・・・・・・・・P35
- 三木市手話施策推進方針・・・・・・・・・・P37
- 電話リレーサービス・遠隔通訳サービス・NET119・・P41
- 情報アクセシビリティコミュニケーション法・・・・・・・・P42

(1) 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策

(手話条例第3条第1項第1号)

ア 手話が言語として認知され、聴覚障害についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やパンフレット等により啓発を行う

① 広報活動

平成30年度～令和4年度までの長期目標：
定期的に広報みき等に掲載する

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
手話言語条例についての特集記事の掲載提案をする	—	—	—	×	×
イベントや各講座情報などを広報に掲載	○	○	○	○	○
デジタルサイネージへの掲載	—	—	—	—	◎

< 令和4年度の実施状況 >

手話まつりや奉仕員養成講座・ブルーライトアップなどの講座情報を定期的に掲載。

神戸電鉄三木駅のデジタルサイネージにて『手話言語の国際デー』や『三木市しゅわちゃんねる』の情報を掲示

デジタルサイネージとは？

屋外・店舗・交通機関などあらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアを総称して（デジタルサイネージ）と呼びます。令和4年度三木駅が新駅舎になり、デジタルサイネージを設置した事で、広報活動が可能になりました。

掲載場所（三木駅改札口南側）



掲載内容①

三木市からのお知らせ

「手話言語の国際デー」 ブルーライトアップを行います

「世界そして日本を青色に！いのちの輝き手話言語に光を」
テーマに9/22～25（日没～午後10時）市役所前オブジェ
等でライトアップをします。

お問い合わせは障害福祉課まで

掲載内容②

三木市からのお知らせ

YouTubeチャンネル 「三木市しゅわちゃんねる」配信中

三木市の市政情報などを詳しくお知らせ
しています。（手話と字幕があります）

「教えて！ごみの分別Q&A」「健康的な食事」など



お問い合わせは障害福祉課 FAX (0794-89-2449) まで

ブルーライトアップとは？

9月23日は手話言語の国際デーです。令和4年度は、「世界そして日本を青色に！ーいのちの輝き 手話言語に光をー」をテーマにしたライトアップ啓発イベントです。シンボルカラーのブルーは、「癒し」「希望」「世界平和」を表す色です。

日時：令和4年9月22日（木）～25日（日）

場所：三木市役所 正面玄関前オブジェ

(株)岡田金属工業所 正面玄関前時計台



- ・ 9月12日（月）～22日（木）まで庁内放送にて呼びかける。
- ・ 9月広報に掲載しPRする。

②手話動画の配信

平成30年度～令和4年度までの長期目標：
動画数を増やし、内容についても市民の意見を取り入れる

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
動画の数を増やし、内容についても市民の意見を取り入れる	—	—	—	○	○

<令和4年度の実施状況>

- ・年間10本作成。（内容は別紙）
- ・サムネイル画像がわかりづらいという感想を市民から聞き画像を変更し見やすく工夫した。
- ・市民課前のテレビに動画を流し啓発する。

※以前のサムネイル



※現在のサムネイル



○令和４年度ユニバーサル動画内容

	テーマ	関係課	配信日時
1	還付金詐欺に注意！ ～電話やメールでだまされないように注意しましょう～	障害福祉課 生活環境課	R4.7.26
2	お出かけスポットのご紹介②	障害福祉課 観光振興課	R4.8.19
3	地震が起きた時どうすればいい？	障害福祉課 危機管理課	R4.10.25
4	火災に注意！	障害福祉課 消防署予防課	R4.12.7
5	三木市共に生きる手話言語条例	障害福祉課	R4.12.20
6	お出かけスポットのご紹介③	観光振興課 障害福祉課	R5.2.17
7	三木合戦	市史編さん室 文化・スポーツ課 障害福祉課	R5.3
8	手話でわかる健康的な食事	障害福祉課 健康増進課	R5.3
9	環境について私たちにできることは？ ～SDGsから～	障害福祉課 生活環境課	R5.3
10	ごみの分別Q&A ～可燃ごみ・あらごみ・埋立ごみ編～	障害福祉課 環境課	R5.3

※三木市しゅわちゃんねるの動画作成については、原稿作成・撮影は、手話サークル「みき」に委託し、共同で作成しています。

ユニバーサル動画『三木市しゅわちゃんねる』とは？

これまで

市政情報の発信は広報紙やチラシなど活字によるものがほとんど



※聴覚に障がいがある方には活字での情報を認識することが難しい場合があります。特に、手話で日常のコミュニケーションをされている方には、手話で伝達した方がわかりやすいです。



これから

これまでの方法に加えて、
字幕のついた手話動画でわかりやすく情報を把握



③手話啓発に関するポスターを募集

平成30年度～令和4年度までの長期目標：
継続的にポスターを募集する

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
継続的にポスターを募 集する	—	○	×	○	○

<令和4年度の実施状況>

- ・啓発講座等で呼びかける。
- ・サマースクールが中止になり、声を掛けられず。
- ・ポスター募集の案内に『三木市しゅわちゃんねる』のQRコードを付け職員向け啓発講座にて配付した。

④手話まつりを開催

平成30年度～令和4年度までの長期目標：
毎年開催する

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
毎年開催する	—	—	—	—	○

<令和4年度の実施状況>

今年度初開催。

日時：令和4年5月8日（日）開催

13時～16時まで

場所：三木市立中央図書館

内容：手話体験

要約筆記体験

指文字名刺作り

絵本の読みかたり

写真①



写真②



感想

- ・他の地域は劇や講演だが、こうして体験できるのは良い
- ・ボランティア団体の熱心な活動や、熱量が肌で感じられた
- ・聴覚障がい者の方と直接会えることがないのでこういう機会が必要だと思う
- ・手話言語条例の事は知らなかったが今日で良い学びになった

(1) 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策

(手話条例第3条第1項第1号)

- イ 市民が手話に親しむことができるよう、手話に関する講座や講習会等を開催し、手話に対する認知度を高める。

⑤絵本の読みかたり『手話でみんなのおはなし会』開催

平成30年～令和4年度までの長期目標：
子供たちが本を通して手話に親しみを持つ

平成30年～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
子供たちが本を通して 手話に親しみを持つ	—	○	○	×	◎

※令和3年度はコロナ禍の為中止あり

<令和4年度の実施状況>

- ・絵本の読みかたりを年4回行う
(5月・7月・9月・2月)
- ・図書館の特集記事により読みかたりの啓発を行った

実施詳細

- | | |
|---|--|
| ・令和4年9月25日
「ティッチ」
「かえるをのんだととさん」
「ショーティーとねこ」
「3びきのこぶた」 | ・令和4年2月12日
「3匹のやぎのがらがらどん」
「かくれんぼしましょ」
「くだものみいつけた」
「かくしたのだあれ」 |
|---|--|

「手話でみんなのおはなし会」に参加した親御さんの感想
「幼いわが子がしっかり手話と絵本を見て楽しんでた。
こんなに集中してしっかり見ている様子を初めて見た。子どもにとって良い刺激」

⑥市民向け手話啓発講座の実施

平成30年度～令和4年度までの長期目標：
受講者が増え、奉仕員養成講座につながるようになる

平成30年～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
受講者が増え、奉仕員 養成講座につながるよ うになる	○	○	×	○	○

※令和3年度はコロナ禍の為中止

<令和4年度の実施状況>

- ・来年度の奉仕員養成講座の曜日に合わせて、3月2日（木）午前中に開催。
- ・参加者 15名
- ・奉仕員養成講座につながった方は1名。

年度	手話啓発講座からの参加/奉仕員参加人数
平成30年度	1人/7人
令和1年度	1人/13人
令和2年度	コロナ禍の為中止
令和3年度	1人/14人
令和4年度	1人/15人

(2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(手話条例第3条第1項第2号)

ア 市の行事等に手話通訳者を派遣

⑦市が主催する行事等に手話通訳者を派遣

平成30年度～令和4年度までの長期目標：
庁内全職員対象研修会や市の行事等に手話通訳者を派遣する

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
庁内全職員対象研修会 や市の行事等に手話通 訳者を派遣する	○	○	○	○	○

<令和4年度の実施状況>

- ・ 庁内全職員対象研修会に通訳依頼あり。設置手話通訳者が声をかける前に通訳依頼があったり、通訳が必要かの相談を受けることが増えた。
- ・ 市の行事等に手話通訳派遣の依頼あり。
- ・ 庁内で個人で受ける研修会にも担当課からの通訳者の派遣依頼が増えた。
- ・ 庁内掲示板にて通訳の啓発を行った。

(2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

(手話条例第3条第1項第2号)

- イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する

⑧消防署員向け手話研修会を実施

平成30年度～令和4年度までの長期目標：
救急・消防の現場に到着するまでの間に必要な手話を身につける

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
救急・消防の現場に到着するまでの間に必要な手話を身につける	○	○	○	◎	◎

<令和4年度の実施状況>

- ・ 4回実施 8月9日(火)本署
8月10日(水)吉川分署
10月11日(火)本署
10月12日(水)広野分署
- ・ 研修内容に実際の現場と同じ3人1組で実践形式の模擬を入れる。
NET119や搬送の時に使用される言葉を手話で覚え、ろう講師とシュミレーションしてもらう。
- ・ 何年も続けて参加している署員もおり、搬送時救急車の中にホワイトボードを設置し対応するなど、聴覚障がい者への理解も深まっている。

⑨消防署員向け手話動画を作成

平成30年度～令和4年度までの長期目標：救急・消防の現場に到着するまでの間に必要な手話を身につける為の動画を作成する

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
救急・消防の現場に到着するまでの間に必要な手話を身につける為の動画を作成する	—	—	—	—	○

<令和4年度の実施状況>

- ・ 8月8日に動画完成し、三木市内の消防署員向けに動画を配布。
- ・ NET119や搬送時に必要な手話表現を消防署員と相談し、設置手話通訳者が作成。
- ・ 必要な言葉や内容で作成したため、とても分かりやすいと消防署員より良い評価を得ている。
- ・ 休憩時間などに自由に見ていただくようにしている。

⑩市職員向けに啓発講座等を実施する

平成30年度～令和4年度までの長期目標：
職員が自発的に手話や聴覚障がい者について学べる機会を設ける

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
職員が自発的に手話や聴覚障がい者について学べる機会を設ける	○	○	×	×	○

<令和4年度の実施状況>

- ・ 入庁2・3年目の職員対象に手話研修会を実施する。
- ・ 11月10日（木）2回、11月16日（水）2回実施。
- ・ 庁内職員に対し、掲示板にて啓発ミニ講座を掲示し、啓発を行う。

⑪市職員が手話検定取得を目指す

平成30年度～令和4年度までの長期目標：
手話検定5級合格を目指す。

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
手話検定5級合格を目指す	—	—	×	×	×

<令和4年度の実施状況>

- ・試験日が10月のため間に合わず。
- ・次年度に向けて内容を作成中。
- ・年度末にメンバーを募集

手話検定5級
挨拶や自己紹介を話題に会話ができる

手話検定4級
家族との身近な生活や体験を話題に会話ができる

手話検定3級
日常生活の体験や身近な社会生活の経験を話題に会話ができる

2級・準1級・1級となる

(2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策 (条例第3条第1項第2号)

ウ 小学校・中学校・特別支援学校において、子供たちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する

⑫小学校・中学校・特別支援学校の児童及び生徒に対し手話学習を実施

平成30年度～令和4年度までの長期目標：市内全ての小学校・中学校・特別支援学校の児童及び生徒に対し手話啓発講座を実施する

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
市内全ての小学校・中学校・特別支援学校の児童及び生徒に対し手話学習を実施	○	△	×	△	○

<令和4年度の実施状況>

- ・ 6 / 1 4 広野小学校
 - ・ 7 / 5 自由が丘中学校
 - ・ 9 / 1 5 平田小学校
 - ・ 9 / 1 5 別所中学校 2年
 - ・ 10 / 3 自由が丘東小学校
 - ・ 10 / 1 3 緑が丘小学校
 - ・ 10 / 1 4 三樹小学校
 - ・ 10 / 1 7 緑が丘東小学校
 - ・ 10 / 2 4 豊池小学校
 - ・ 11 / 1 自由が丘小学校
 - ・ 11 / 1 4 別所中学校 1年
 - ・ 11 / 1 5 三木小学校
 - ・ 12 / 2 0 志染小学校
- ・ 2 / 2 吉川中学校
・ 2 / 2 4 吉川小学校
- 計 14 か所

⑬小学校・中学校・特別支援学校の教職員に対し研修会を実施

平成30年度～令和4年度までの長期目標：教職員が手話言語条例を理解し教育現場で条例が活かされるようにする

平成30年度～令和4年度計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
教職員が手話言語条例を理解し教育現場で条例が活かされるようにする	○	○	×	×	○

<令和4年度の実施状況>

- ・年度初めに校園長会にて案内を行った。
- ・7月28日（木）実施
- ・教職員 14名参加
- ・教職員向け手話啓発講座を行った事で未実施の学校から依頼があった。

⑭市内の高等学校の生徒に対し手話学習を実施

平成30年度～令和4年度までの長期目標：市内全ての高等学校において手話啓発講座を実施する（独自で行っている三木高校は省く）

平成30年度～令和4年度計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
市内全ての高等学校において手話啓発講座を実施する	△	△	×	×	×

<令和4年度の実施状況>

- ・高校1校より問い合わせがあったが予定が合わず実施出来ず。
- ・高校生向けカリキュラムは検討中。

(2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策
(条例第3条第1項第2号)

エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所などが行う手話講習会の開催を推進し、支援する

⑮事業所に対し手話講習会実施の支援

平成30年度～令和4年度までの長期目標：新規の事業所での手話啓発講座の実施

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
新規の事業所での手話 啓発講座の実施	○	×	×	○	○

<令和4年度の実施状況>

- ・ 1事業所に対し実施。
- ・ 高速のサービスエリア内のため複数店舗が同時に参加。
(参加者 3名)

⑯事業所に対し手話の理解が深まるようなリーフレットを作成

平成30年度～令和4年度までの長期目標：それぞれの職種に対応したリーフレットの作成

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
・それぞれの職種に対応したリーフレットの作成	×	×	×	×	×

<令和4年度の実施状況>

・飲食業に必要な情報のリサーチを行ったが、個々にまとめる事が出来なかった。

⑰コミュニケーションボード作成

平成30年度～令和4年度までの長期目標：それぞれの職種に対応したコミュニケーションボードの作成。

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
それぞれの職種に対応したコミュニケーションボードの作成	×	×	×	×	△

<令和4年度の実施状況>

・県作成のコミュニケーションボードを市ホームページに掲載し、事業所等に周知を行っている。

(3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策 (手話条例第3条第1項第3号)

ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する

⑱設置手話通訳者の配置

平成30年度～令和4年度までの長期目標：手話通訳者（士）の正規採用を目指す

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
手話通訳者（士）の正規採用を目指す	×	×	×	×	×

<令和4年度の実施状況>

- ・会計年度任用職員1名（常勤）
会計年度任用職員3名（交代）
常時2名配置
8：30～17：00

⑲手話奉仕員養成講座の講師養成

平成30年度～令和4年度までの長期目標：講師2名養成する

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
講師2名養成する	×	×	×	×	×

<令和4年度の実施状況>

- ・案内が県よりなし。
県が養成を担っているため、養成講座が開催されるのを待つ必要がある。

(3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策
(手話条例第3条第1項第3号)

ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する

⑳手話通訳者養成講座の開催

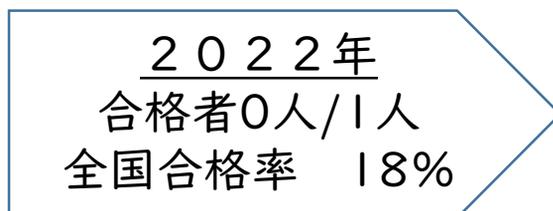
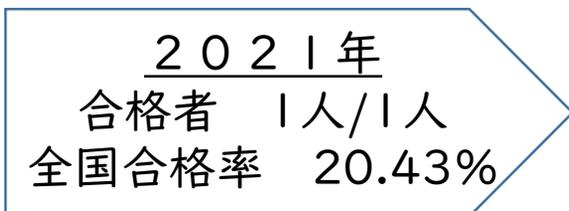
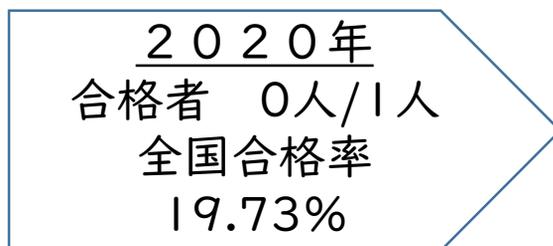
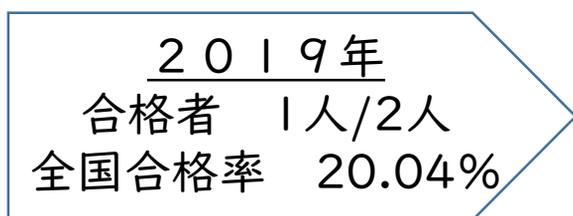
平成30年度～令和4年度までの長期目標：受講者のレベルを上げ、受講者数を増やす

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
受講者のレベルを上げ、 受講者数を増やす	○	○	○	○	○

<令和4年度の実施状況>

- ・北播磨手話通訳者養成講座、ステップアップ 0人・通訳Ⅱ 2人受講 西脇市にて開催。
- ・統一試験対策講座を三木市にて開催。受講者数2名
- ・レッツトライ講座 7名受講。

手話通訳者全国統一試験合格者



②要約筆記者養成講座の開催

平成30年度～令和4年度までの長期目標：
養成講座の申込者を増やす

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
北播磨地域で連携して 受講者を増やし統一試 験合格者を増やす	○	×	×	○	○
要約筆記（者）につい て啓発する	○	○	○	○	○
市独自で要約筆記者派 遣制度についてのリー フレット作成、配布	×	×	×	×	○

<令和4年度の実施状況>

- ・北播磨要約筆記者養成講座を西脇市にて開講。
（三木市より2名参加）
- ・要約筆記派遣制度についてのリーフレットを作成し、庁内に配布し、啓発を行う。

※要約筆記リーフレット



②絵本の読みかたり実施者を支援・育成

平成30年度～令和4年度までの長期目標：読みかたり者が何冊かの絵本を担当できる・読みかたりの機会を増やす

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
読みかたり者が何冊かの絵本を担当できる・読みかたりの機会を増やす	○	○	×	×	◎

<令和4年度の実施状況>

- ・絵本の読みかたりを年4回実施。
(5月・7月・9月・2月)
- ・5月・7月は中央図書館1階視聴覚室、9月・2月は2階絵本コーナーにて開催。
- ・研修会を3月に実施。

※絵本の読みかたりの様子 ※読みかたり研修会の様子



※絵本のタイトル

5/8

- ・おそろいパンツ
- ・かぜひいちゃった
- ・おふろでちゃぷ
ちゃぷ
- ・ひもがっぽん

7/16・9/25

- ・かえるをのんだと
とさま
- ・シャンティとねこ
- ・3匹のこぶた
- ・ティッチ

R5/2/12

- ・3匹のやぎのがら
がらどん
- ・かくれんぼしま
しよ
- ・くだものみつけた
- ・かくしたのだあれ

㊸登録手話通訳者の知識・技術の向上

平成30年度～令和4年度までの長期目標：登録通訳者のレベルアップ

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
三木市登録手話通訳者 現任研修の実施	○	○	○	○	○
北播磨登録手話通訳者 現任研修の実施	○	○	○	○	○

<令和4年度の実施状況>

○三木市登録手話通訳者現任研修

☆5.15 『守秘義務について』 山田美香子氏
(要約筆記者との合同研修)

出席者 9名 (手話通訳者) 8名 (要約筆記者)

☆11.13 『手話実技「聞き取り表現」』 前川和美氏
出席者 8名

☆R5.1.22 『手話実技「聞き取り表現」』 前川和美氏
出席者 11名

☆2.5 『医療現場における通訳の注意点』 楠 圭子氏
出席者 11名

○北播磨登録手話通訳者現任研修

☆6.15 知識学習

『手話通訳の心構え、手話通訳倫理』

三木市より出席者 3名

☆10.19 『事例検討』

三木市より出席者 3名

(3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策

(手話条例第3条第1項第3号)

イ 手話の技術並びに聴覚障害に対する理解を広げるための指導者を育成

④啓発講座等の指導者を育成

平成30年度～令和4年度までの長期目標：講師の人数を増やす

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
講師の人数を増やす	○	○	×	×	○

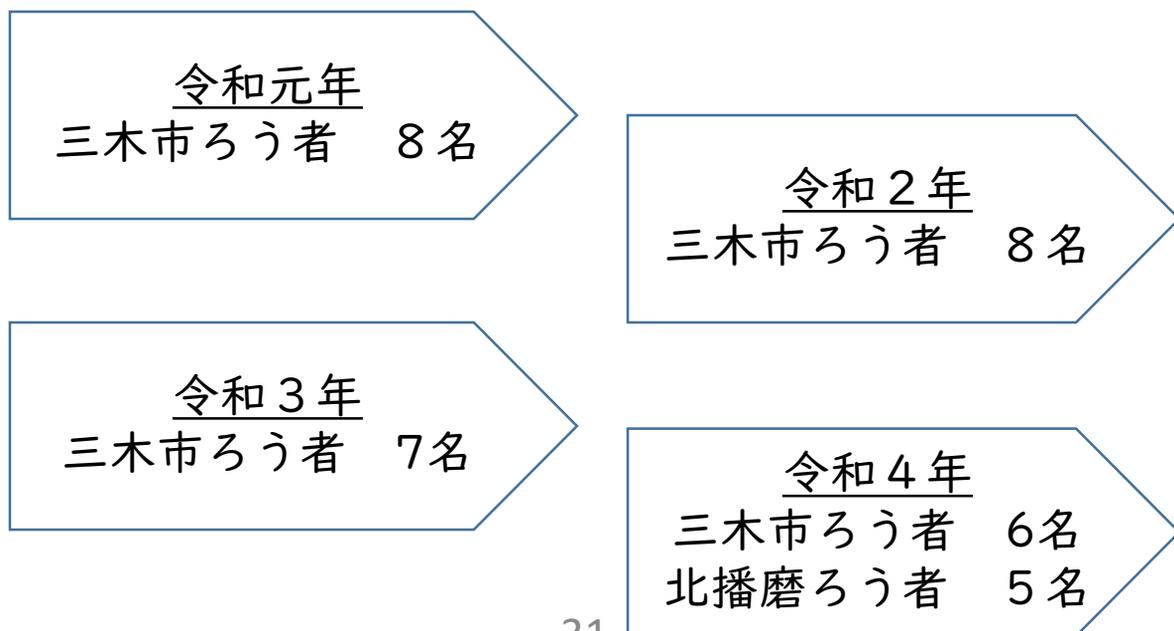
<令和4年度の実施状況>

・令和4年度啓発講座講師養成講座

6月26日(日)実施

ろう講師が減っているため、北播磨のろう者へ呼びかける。新たにろう講師5名登録。

ろう者の講師数推移



㊦啓発講座等の指導者研修

平成30年度～令和4年度までの長期目標：現任研修や意見交換会を定期的に行う。

平成30年度～令和4年度 計画	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
現任研修や意見交換会 を定期的に行う。	○	○	×	○	◎

<令和4年度の実施状況>

現任研修をR5.2.26（日）に実施。

午前 講義『ろう教育の歴史』齊藤 治氏

午後 意見交換会

その他 研修・講座開催（参考資料）

※聞こえない方のための普通救命講習会

日 時：令和4年12月15日（木）
10:00～正午
場 所：三木市消防本部



※NET119登録説明会

日 時：令和5年3月18日（土）
10:00～12:00
場 所：三木市消防本部



別紙資料

- ・ 三木市共に生きる手話言語条例
- ・ 三木市手話施策推進方針
- ・ 電話リレーサービス、遠隔通訳サービス、NET119
- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

三木市共に生きる手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情などで視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と異なる言語です。ろう者は、物事を考え、他者とコミュニケーションを図るために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。しかし、ろう学校では、発声訓練や話す口形を見て話を理解する口話法を用いた教育が行われるなど、手話が禁止されていた歴史があります。

このように、ろう者は、日本語を自然に習得することが難しい状況に置かれてきました。ろう者は、音声言語だけでは自身の持つ力を十分に発揮することができません。また、ろう者は、手話を知らない多くの人とのコミュニケーションが困難で、情報が得られず、不自由さを感じながら暮らしてきました。近年、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語として位置付けられましたが、市民が手話と接する機会は少なく、手話や聴覚障害に対する理解が十分に深まっているとは言えません。

私たち三木市民は、手話が言語であることを認識し、この条例の制定を契機として、手話や聴覚障害に対する理解を広げ、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちづくりを進めます。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関する基本的事項を定めることにより、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちを実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 市、市民及び事業者は、ろう者が自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2 市、市民及び事業者は、手話が言語であることを認識し、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は、手話により意思疎通を図る権利を有し、市、市民及び事業者と協力し、手話に対する理解の促進と手話の普及を図るものとする。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策
- (2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策
- (3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するための方針を策定するとともに、庁内体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、手話及び聴覚障害に対する理解を深めるとともに、市が実施する前条第1項各号に掲げる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(推進会議の設置)

第6条 市長は、第3条第1項各号に掲げる施策の実施状況について意見を聴くため、三木市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、聴覚障害者、意思疎通支援者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 推進会議に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年9月1日制定

三木市共に生きる手話言語条例（平成27年三木市条例第9号。以下「手話条例」という。）第3条第2項の規定により、三木市における手話施策を推進するための方針を次のように定める。

1 施策の推進方針の目的

地域に手話を普及し、聴覚障害に対する理解を広げることで、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことのできるまちを実現するため、具体的な方策を講じることを目的とする。

2 具体的な推進方策

(1) 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策（手話条例第3条第1項第1号）

ア 手話が言語として認知され、聴覚障害についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やパンフレット等により啓発を行う。

イ 市民が手話に親しむことができるよう、手話に関する講座や講習会等を開催し、手話に対する認知度を高める。

(2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策（手話条例第3条第1項第2号）

ア 市の行事等に積極的に手話通訳者等を派遣する。

イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する。

ウ 小学校、中学校、特別支援学校において、子どもたちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する。

エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所等が行う手話講習会等の開催を推進し、支援する。

(3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策（手話条例第3条第1項第3号）

ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する。

イ 手話の技術並びに聴覚障害に対する理解を広げるための指導者を育成する。

(4) 市長が必要と認める施策（手話条例第3条第1項第4号）

前各号に定める施策以外に、手話を普及するため市長は必要な施策を講じるものとする。

3 各施策の検証について

三木市手話施策推進会議において、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。

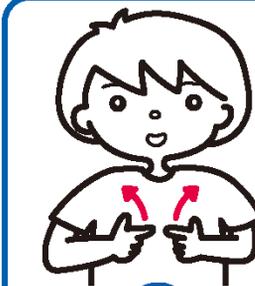
市の特徴

古くから金物の町として栄え、湯ノ山街道などの歴史的な町並みが残っています。神戸市に隣接し阪神間へのベッドタウンとして住宅地の開発が行なわれました。また、緑豊かな丘陵地にゴルフ場が多く、平野部には農村地帯が広がり、酒米山田錦の産地でもあります。

交通の状況については、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の広域幹線道路がつながり、鉄道は、神戸電鉄粟生線が神戸都心部へ接続しています。



三



木

条例を作るきっかけと 制定までの流れ

平成26年2月開催の「第4回耳の日のつどい」において、三木ろうあ協会や手話通訳者の皆さまから、「手話が言語として位置付けられたが、市民が手話と接する機会も少なく、手話や聴覚障害に対する理解が深まっていない」などの現状報告を受けたことにより、これからの市の普及活動について、推進施策の必要性を強く感じました。

- 平成26.8～11 検討委員会(4回)
- 平成27.1 パブリックコメント実施
- 平成27.3 3月市議会で提案・可決



検討委員会で協議

自治体データ

- ①人口：79,334人
- ②面積：176.51平方キロメートル
- ③身体障害者手帳所持者数：3,351人
- ④聴覚障害者数：229人
- ⑤手話サークル数：1サークル
- ⑥設置手話通訳者数：1人
- ⑦登録手話通訳者数：20人
- ⑧1年間の手話通訳の派遣件数：399件

条例のねらい

●基本理念●

ろう者が自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指し、手話を使用しやすい環境を構築するものとします。

●市の責務●

市は、基本理念に基づき、施策を実施します。

●市民の責務●

手話及び聴覚障害に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

●事業者の責務●

手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めます。



制定時、庁舎前で記念撮影(平成27年3月27日)

三木市手話施策推進方針

手話に対する認識と普及に努めるとともに、ろう者が自立した日常生活を営み、共生することができる地域社会の実現を目指します。

- ①手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策
- ②市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策
- ③手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策

施策の実施状況を確認するため三木市手話施策推進会議を設置し、施策やその進捗状況について意見を聞きます。

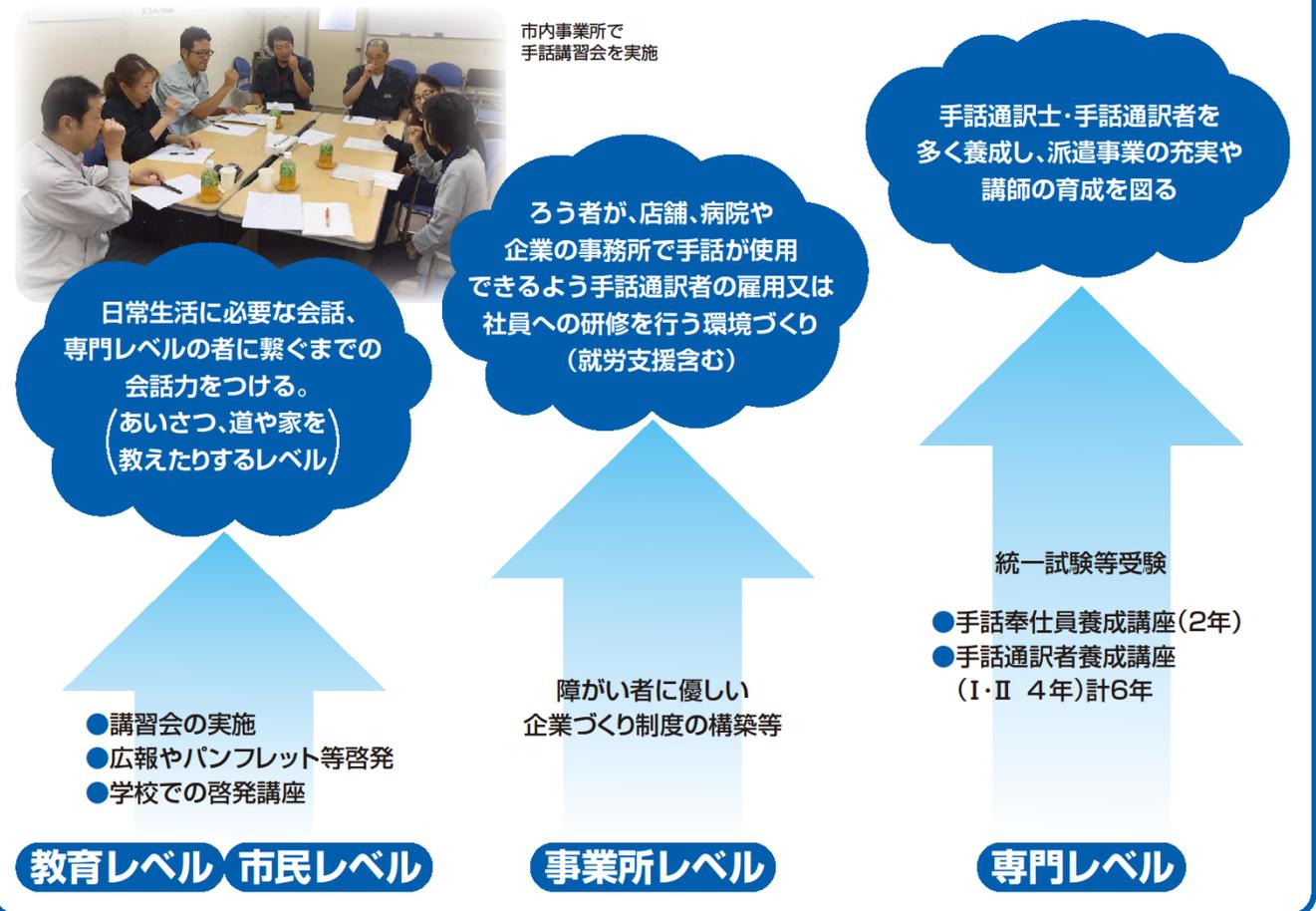
具体的な取り組み

- 啓発用パンフレットの配布
- 冊子「あいさつから始まる手話」を作成
- 市内公民館等での手話講座を実施
- 市内事業所等で啓発講座を実施
- 市の行事に手話通訳者等を派遣
- 市内小学校・中学校・特別支援学校で啓発講座を実施及び同教職員に手話研修会の機会を提供
- 市職員に対する手話講習会を実施
- 手話奉仕員、手話通訳者の養成
- 啓発講座等の指導者養成



市職員に対する手話講習会を実施

三木市における手話の在り方のイメージ



(参考)

電話リレーサービス・遠隔通訳サービス・NET119

●電話リレーサービス(R3年7月1日～)



●遠隔手話通訳(R2年9月30日～)

利用可能時間

平日 9:00～17:00 (受付: 平日 9:00～16:00)

※ただし、手話通訳者が不在の場合、ご希望に添えないことがあります



●NET119緊急通報システム(R3年4月1日～)



障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要
(令和4年法律第50号)

目的(1条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

※「障害者」：障害者基本法第2条第1号に規定する障害者(2条)

基本理念(3条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

関係者の責務・連携協力・意見の尊重(4条～8条)

- ・国・地方公共団体の責務等(4条) ※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- ・事業者の責務(5条)
- ・国民の責務(6条)
- ・国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力(7条)
- ・障害者等の意見の尊重(8条)

基本的施策(11条～16条)

- | | |
|---|--|
| (1) 障害者による情報取得等に資する機器等(11条)
①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
②利用方法習得のための取組(居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援
③関係者による「協議の場」の設置 など | (4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条)
国・地方公共団体について
①相談対応に当たっての配慮
②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮 |
| (2) 防災・防犯及び緊急の通報(12条)
①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など | (5) 国民の関心・理解の増進(15条)
○機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など |
| (3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策(13条)
①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
②事業者の取組への支援 など | (6) 調査研究の推進等(16条)
○障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及 |

○障害者基本計画等(障害者基本法)に反映・障害者白書に実施状況を明示(9条)

○施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等(10条)

※施行期日：令和4年5月25日